

「COCORO Field」 会則

第1条（名称）

この会は「COCORO Field」と称します。

第2条（目的）

この会は、世の中の人々が気軽にカウンセリング・セミナー・サロンに触れる機会を広め、ストレスや悩みを抱えた方へ精神的に快適な生活を寄与する事を目的とします。また、これらの活動に関心のある団体・個人と連携し、メンタルヘルスケアの情報の交換と知識の普及を行います。

第3条（会員）

この会の主旨に賛同して活動に参加し、本人が会員になることを希望した者を会員とします。会員は個人の政治・宗教的活動に利用してはいけません。

第4条（入会）

この会に入会しようとするものは、入会届けを代表に提出し、承認を受けなければいけません。

第5条（退会）

この会を退会しようとする者は、その旨を代表に届け出て退会することができます。

第6条（会費）

1. 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しないとできません。
2. 既に納した会費、その他の拠出金品は返還しません。

第7条（役員）

この会に主宰を置き、各役員の定員は1名とします。

役員は会員の中でとくに活動に協力的な人を選任。任期は2年とし、再任を妨げません。なお、活動範囲に併せて、地域の支部長を置くこととします。

第8条（運営）

役員が本会の運営にあたり、会員は運営に関していつでも意見を述べるすることができます。

第9条（決議）

この会則の変更・改正、運営方針の変更などの決議は、会員の過半数の賛同をもって成立します。

第10条（資格喪失）

この会の名誉を著しく毀損した者、この会や会員に著しい損害を与えた者は、会員の資格を失う事があります。

第11条（会計）

この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とします。

第12条（事務局）

この会の事務局は当面、大阪府豊中市の代表宅に置きます。

第13条（施工期日）

この会則は、2011年8月1日から施工します。